

産業振興審議会条例

（設置等）

第一条 知事の諮問に応じ、産業の振興に関する重要事項を審議するため、宮城県産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

（組織等）

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、産業の振興に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第三条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長及び副会長）

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第六条 審議会に、次に掲げる部会を置く。

- 一 農業部会
- 二 水産林業部会
- 三 商工業部会

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によって定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができます。

5 前二条（第四条第一項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」と、「審議会」とあるのは「部会」と、「副会長」とあるのは「部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（農林水産業振興審議会条例の廃止）

2 農林水産業振興審議会条例（昭和四十六年宮城県条例第十八号）は、廃止する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表農林水産業振興審議会の委員及び専門委員の項を削り、同表に次のように加える。